



# 第1章 計画改定の背景と位置づけ

## 1-1 計画改定の趣旨

平成 29 年 5 月に「自転車活用推進法」が施行され、奈良県では、同法第 10、及び第 11 条に基づき、令和 2 年 3 月に「奈良県自転車活用推進計画」を策定しました。

### 奈良県自転車活用推進計画(R2.3)

#### 計画目標と実施すべき施策

観光  
巡る  
振興

目標：自転車による観光地への周遊を促すサイクルツーリズムの推進

1. サイクルツーリズムの基盤づくりに向けたサイクリングルートの整備
2. サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実
3. サイクリングを楽しむための情報発信の充実

まち  
賑わう  
づくり

目標：まちづくり連携協定に基づく自転車施策の推進

1. 自転車を活用したまちづくりの実現に向けたまちづくり連携協定に基づく取組の推進
2. 公共交通を補完するシェアサイクルの普及促進
3. 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実

安全・  
安心  
を守る

目標：安全で安心な自転車利用文化の醸成

1. 自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進
2. 交通安全意識の向上に資する広報活動の推進
3. 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組充実

#### 実施すべき措置

- 広域的な周遊観光サイクルルートの整備推進
    - ・ 京奈和自転車道・世界遺産周遊サイクルルート等の整備
  - 地域内の自転車通行空間の整備推進
  - 自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定を推進
    - ・ 「サイクリストにやさしい宿」「自転車の休憩所」「サイクリストにやさしい駐車場」の認定を推進
  - レンタサイクルへの支援
  - サイクルツーリズムに関する情報発信の充実
  - 自転車損害賠償責任保険等への加入の周知
  - 交通安全意識向上を図る広報啓発
  - 高齢者向けの交通安全教室の実施
- 等

#### ▲奈良県自転車活用推進計画（R2.3）の概要

国においては、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、自転車の活用の推進を一層図るため、第 2 次自転車活用推進計画を令和 3 年 5 月に策定しました。

今回、自転車に関する施策をさらに推進するため、これまでの計画の成果や自転車を取り巻く状況の変化、国の第 2 次自転車活用推進計画等を踏まえ、第 2 次奈良県自転車活用推進計画へ改定します。

## 1-2 第2次奈良県自転車活用推進計画の計画区域・期間・実施者

### 1. 計画区域

計画の対象区域は奈良県全域とします。

### 2. 期間

本計画の計画期間は、今後の 5 箇年とします。

### 3. 実施者

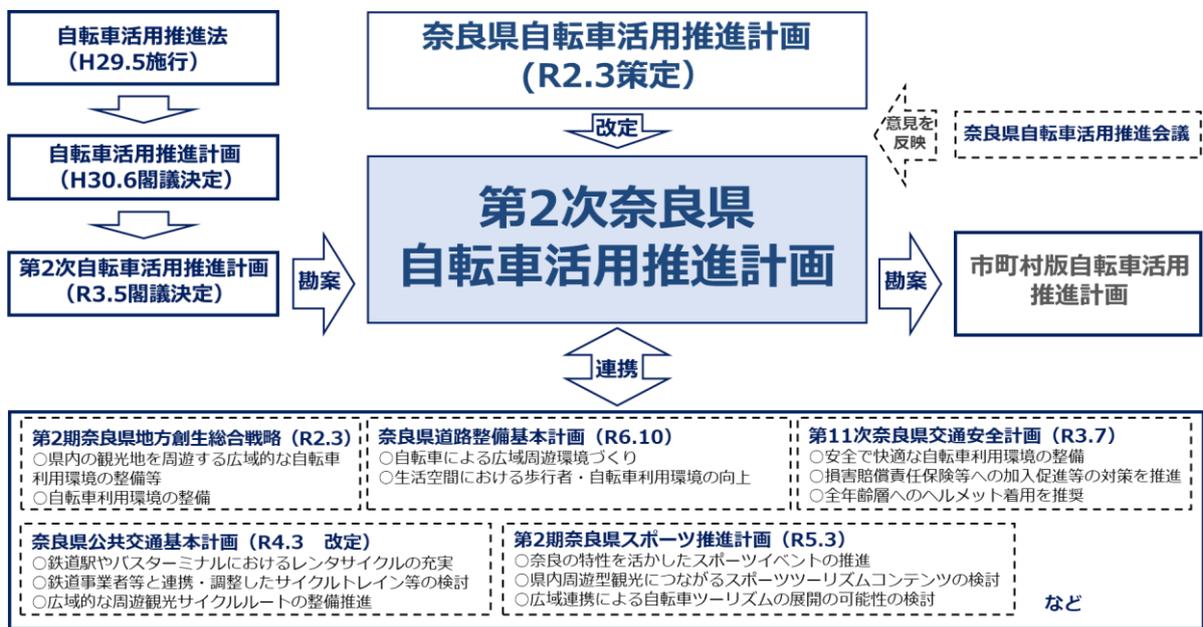
本計画は奈良県が実施します。



### 1-3 第2次奈良県自転車活用推進計画の位置づけ

第2次奈良県自転車活用推進計画は、国の自転車活用推進計画や奈良県自転車活用推進計画（R2.3 策定）に基づくこれまでの取組、奈良県自転車活用推進会議の意見等を踏まえ、自転車の活用を進める上で必要な取組を取りまとめたものであり、本県における自転車の活用による観光振興等に向けた総合的かつ計画的な推進の基本となる計画です。

なお、本計画は、「観光振興 ～巡る～」、「まちづくり ～賑わう～」、「安全・安心 ～守る～」の3つの分野から自転車の活用を推進していくものとし、奈良県が策定する各分野の関連計画との連携を図ります。



▲第2次奈良県自転車活用推進計画の位置づけ